

# 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社ぬくもり
所在地	山形県米沢市松が岬2丁目6番16号
代表者名	矢木 俊平
電話番号	0238-21-2610

## 2. 事業所概要

事業所名称	ぬくもり訪問看護ステーション
指定番号	0660490079
所在地	山形県米沢市松が岬2丁目6番16号
管理者	矢木 さくら
電話番号	0238-26-1632

## 3. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

居宅において、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認められた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する事を目的とします。

### 運営の方針

- (1) ぬくもり訪問看護ステーション（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

#### 4. 職員体制（2024年4月現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	3名	1名

#### 5. 営業時間

営業日・ 営業時間	8:30～17:30 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日・日曜日 祝日は利用者の希望、または緊急時にのみ対応とする。
--------------	--

※営業時間外における指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供は、利用者またはその家族と相談の上考慮します。また、緊急時の訪問は24時間対応致します。

#### 6. 営業地域

営業地域	米沢市 川西町 高島町
------	-------------

実施地域以外における指定訪問看護の提供は、利用者またはその家族と相談の上考慮します。

#### 7. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、訪問看護サービス料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法  
毎月、10日前後に前月分の請求書をお渡し致します。

##### 1) 本事業所口座へのお振込み

利用料は、1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月20日までにお振込みをお願いします。金融機関、口座番号等は請求書に記載します。（20日が土・日・祝日の場合は、その前日）

##### 2) 現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当該分を翌月10日前後までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。

#### ※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止する事が出来ます。

## 8. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前に打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

## 緊急連絡先

事業所：0238-26-1632 不在時は担当者携帯に転送されます。

※営業時間外でも 24 時間対応致します。

ご利用者（家族）緊急連絡先

氏名 \_\_\_\_\_ 様 続柄（ ） 電話： \_\_\_\_\_

主治医名 \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_

## 9. 秘密の保持

事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が完了した後も継続します。

## 10. 高齢者虐待防止

事業者は、利用者様等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成になど適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (6) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

## 11. 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のため指針を整備します。

## 12. 衛生管理等

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

14. 事業所は、提供した指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。また、事業所内、社内でのハラスメント対策にも留意し、都度研修を行っていきます。

苦情・相談・ハラスメント対策等窓口

管理者 矢木 さくら	0238-26-1632
担当居宅介護支援専門員	

15. 管理者及び従事者は、法人が定める運営委員会（身体拘束適正・虐待防止・感染対策・ハラスメント対策・BCP）に所属し、委員として定期的に活動を行い、各分野の適正を図ります。